

国立研究開発法人森林総合研究所 平成27年度計画

27森林総研第1374号

平成28年3月11日変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付けをもって認可（平成27年3月31日変更認可）された独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）中期計画を達成するため、同法第31条の定めるところにより、次のとおり平成27年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成24年9月林野庁策定）に示された、森林・林業政策上の優先事項を踏まえるとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で方向付けられた「林業の成長産業化」を実現するため、以下のAからIに掲げる9課題を重点的に推進する。特に、豊富な森林資源の循環利用を促進するため、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、新たな木材需要の創出に向けた技術開発等に積極的に取り組む。

また、こうした研究開発を支える基盤的な知見を収集・蓄積するとともに、特定母樹の指定等に向けて林木育種を積極的に推進するなど、林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

国産材の持続的生産のため、低コスト再造林システムの提案に向けて、異なる地域や環境でのコンテナ苗の活着・生育特性や植栽効率等を踏まえて、地域に応じた苗木植栽オプションを提示する。地域資源を活用した多様な森林管理技術の開発に向けて、土壌の理化学性と樹木の養分特性に基づいて、森林の物質循環を維持するための診断指標を策定する。

地域の特性を考慮した多様な施業システム構築のため、北方林の天然更新可能性の予測と天然更新補助作業のコスト評価から地域レベルで天然林施業の適否を判断する手法を開発する。スギの天然更新について、スギ実生の発生動態から更新機会

が制限されるメカニズムを解明する。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

北方林業における低コスト造林システムと全機械化伐出システムを組み合わせた伐採・造林一貫システムを構築して、その適用条件及コストの評価を行う。

川上・川下連携のための効率的な流通システム開発のため、コーディネート組織の需給調整機能を解明する。森林経営の経済分析手法を開発し、林業所得拡大方策を提案する。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

国産材加工技術の効率化のために、作業時間分析に基づき、スギ大径木から心去り角製品を生産する製材コストを明らかにする。木材製品の品質管理のために、重量測定が不要な強度性能の非破壊的な評価技術を開発する。

木材需要の拡大のため、構造用パーティクルボードを開発し、その品質管理手法を確立する。木造住宅の信頼性向上のため、シロアリの野外における生息状況と気象環境等との関係を解明する。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

木質バイオマスの経済性のある利用システムを構築するため、今中期計画中に行った研究の成果を整理し、経済的に成り立ちうる木質バイオマスのエネルギー利用ビジネスモデルの提案を行う。

トレファクション燃料の連続生産、小規模利用技術の実用化に向けた装置運転データの収集及びペレット燃料利用実証を行う。

改質リグニンをベンチプラントにおいてキログラムレベルで製造し、各アプリケーション技術開発に供給できる体制を確立する。

ウッドプラスチック（WPC）の耐久性能向上に寄与するヤナギ葉の添加剤としての機能を明らかにする。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

森林炭素蓄積量調査データの分析により炭素蓄積量の時空間変動の特徴や要因を明らかにし、モニタリング手法の精緻化を図る。タワー観測により構築したパラメータセットを活用し、炭素動態に関して光環境観測手法を精緻化する。枯死木の枯死後年数と分解率のデータを利用し、枯死木の炭素動態の予測手法を精緻化する。

熱帯森林劣化地域で実施される森林修復事業において、修復後の森林に期待する生態系サービスに応じた修復戦略を明らかにする。100種以上の熱帯林樹種の樹高

に応じた光合成特性を明らかにする。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

水文観測に基づき、地球温暖化の進行が水資源賦存量や流況等と与える影響を総合的に評価する。これまでの研究成果に加えて、風化に関わる水質成分の流域内の移動過程を解明することで、渓流水の水質形成過程の変動予測手法の精度向上をさせる。

近年発生した山地災害について、現地調査もとに地形、地質、植生、気象・積雪条件等の発生環境から発生メカニズムを推定し、長期的な気候変動との関係を解析する。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

シカ個体数管理のための捕獲システムを開発し、適用条件を明らかにする。亜熱帯域島嶼における南根腐病の被害現状と伝播様式を明らかにし、その発生や拡大に関わる要因を評価する。

REDD プラス環境セーフガードについて国際的枠組みに沿った参画の促進につながるあり方を明らかにする。シカの採食圧による森林の下層植生衰退が鳥類群集に与える影響を評価する。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

検定の進捗状況を踏まえ、概ね60品種を目標として初期成長の早いスギ品種等の新品種を開発するとともに、エリートツリーの開発を推進するため、検定林データの収集、候補木の選抜、適時に人工交配等を進める。また、開発したエリートツリー等を特定母樹に申請する。

林木育種の高速化を図るため、早期選抜に用いるDNAマーカー開発に必要なスギのDNA情報及び形質データの取得を進め、スギの材質等の有用形質と連鎖したマーカーのとりまとめを行うとともに、ゲノム情報を利用した育種高速化の技術を体系化する。

また、関係機関と連携して、海岸林再生に必要なマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術を開発する。さらに、温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、耐風性に優れたテリハボクの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局（SPC）との共同研究に基づき、日本産・台湾産・フィジー産テリハボク家系の評価を進める。耐乾燥性に優れたメリアについては、ケニアとの共同研究で、これまでに開発してきたDNAマーカーを用いたメリア天然林等の遺伝構造解析を進める。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

効果的な遺伝資源の保存のため、マツ材線虫病の拡大で消滅が懸念されるアカマツ天然林の林分構造の変化と遺伝的多様性に及ぼす影響を解明し、生息域内保存の遺伝資源の適切な管理方策を提示する。

30年生アカマツ相互移植試験地を用いて、生存と成長及び形質に与える効果を解析し、アカマツの環境適応性を明らかにする。また、短い DNA 配列情報で分類群の同定を行う DNA バーコードを用いて、日本産樹木はまだ約77%の種でしか種同定ができない。そこで、新たなバーコード領域を開発して種同定の精度を高め、さく葉標本など多様なサンプルから抽出した DNA からバーコード配列を解読する手法を開発して汎用性を高めることで、DNA バーコードシステムの充実を図る。

高ストレス耐性を付与した組換え樹木の開発に向け、GolS 過剰発現ポプラについて、水分生理的な視点から耐塩性の評価を行う。また、樹木の生物機能の解明と利用技術の開発のためオオシマザクラのシュート再生系の開発を行う。菌根性食用きのこの人工栽培化に向け、アカマツの菌根菌を広葉樹に感染させる技術を開発する。

機能性成分のアルカロイド類を効率的に生産するため、機能性樹木であるカギカズラの根の液体培養条件を解明する。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

研究開発を支える基盤データ及び情報を収集するため、各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文及び水質や積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続する。

また、収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管するとともに、データベースとして整備・公開する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、クロビイタヤ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1, 200点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのこと類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのこ類等微生物の遺伝資源について、概ね１００点を探索・収集し、増殖・保存及び配布を行う。

ウ 種苗等の生産及び配布

都道府県等による第２世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。

また、特定母樹及び新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の９０％以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

２ 森林保険業務の推進

（１）被保険者の利便性の確保

森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。

（２）加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。

（３）金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化

ア リスク管理体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

イ 内部監査体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。

ウ 職員の能力向上

適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。

エ 情報開示

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）に基づき、平成２７年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。

（４）研究開発との連携

研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性が高い流域内の箇所^{かん}に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能^{かん}の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

d 森林整備技術の高度化

① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。

② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。

③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成26年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施するとともに、中間取りまとめ結果を研究発表会等を活用し広報する。

エ 事業実施コストの構造改善

森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

計画的で的確な事業の実施

特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。)を確実に行う。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T - A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。

4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化

研究所は、国、他の研究機関、都道府県、大学等との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施するとともに、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。

また、東日本大震災後の海岸林の再生や放射能汚染被害への対応に関しては、国や都道府県をはじめとする国内外の関係機関との連携を強化して、調査研究を継続するとともに、成果とりまとめを進め、関係者への適時適切な情報発信に努める。

さらに「林業の成長産業化」に関する研究開発の取組を一層推進するため、国、関係研究機関、民間団体等との調整機能を高め、連携協力体制を強化し、迅速な成果とりまとめと情報発信に努める。

自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響調査等への緊急対応のほか、喫緊の

課題となっている森林・林業の再生や活性化に資する重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への情報の提供や行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

また、国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組むとともに、関係者・関係団体に、より分かりやすい実践的な情報の発信に努める。

森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

また、林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等については研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、社会的に関心の高いテーマを取り上げた公開講演会や、プロジェクト成果の公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行うこととし、研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

6 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

また、海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

さらに新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計20回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成26年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額以上の削減を行う。

イ 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

ウ 水源林造成事業等

業務運営の効率化を図り、平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については40%、人件費については22%、事業費については22%削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成23年10月28日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整備を図る。

森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。

島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）は、独立行政法人通則法第46条の2に基づき、国庫に納付する。連光寺実験林（東京都多摩市）については、平成27年度から保有資産検討委員会を立ち上げ、作成した不要財産調査票をもとに、引き続き、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置を取りまとめる。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、除染の実施状況等を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、各種研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、社会的要請への柔軟な対応能力を強化するため、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。また、学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内

留学や流動研究による研究交流を促し、研究成果の発信力向上を図る。

森林整備センターについては、「人材育成の基本的考え方」（平成27年1月策定）に基づき、職員を各種研修等へ参加させることによって、職員の能力開発と資質向上を図る。

さらに、法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。

加えて、職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、研修等を通じて役職員への周知徹底を図る。

なお、研究開発においては、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底を図るとともに、法令遵守を推進する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。

入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成）を踏まえた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

国立研究開発法人への移行に伴い、変更した業務方法書に規定する内部統制に係る事項に関し整備した関係規程等を踏まえ、業務全般について、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。種苗の配布についても優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、自己収入の確保に努める。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことか

ら単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、外部有識者を含む水源林造成事業リスク管理委員会を開催し、検討を行う。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。

4 予算

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	森 林	林 業	木材産業	林木育種	共 通	合 計
収 入						
運営費交付金	3, 6 1 9	1, 1 5 1	1, 3 9 2	1, 6 8 5	1, 5 0 4	9, 3 5 1
施設整備費補助金	0	3 5	0	0	1 6 3	1 9 7
受託収入	3 7 0	5 3	2 8 0	6 7	1 2 7	8 9 8
諸収入	2 4	7	1 1	2 2	1 9	8 2
前年度より繰越	1 5 9	5 1	6 0	6 3	7 6	4 0 8
計	4, 1 7 2	1, 2 9 6	1, 7 4 3	1, 8 3 6	1, 8 8 9	1 0, 9 3 6
支 出						

人件費	2, 9 0 8	9 2 7	1, 1 0 6	1, 1 5 1	1, 3 8 3	7, 4 7 6
業務経費	6 1 3	2 0 7	2 3 0	5 1 8	0	1, 5 6 7
一般管理費	2 8 1	7 4	1 2 7	1 0 1	2 1 5	7 9 9
施設整備費	0	3 5	0	0	1 6 3	1 9 7
受託経費	3 7 0	5 3	2 8 0	6 7	1 2 7	8 9 8
計	4, 1 7 2	1, 2 9 6	1, 7 4 3	1, 8 3 6	1, 8 8 9	1 0, 9 3 6

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	2, 3 1 1
計	2, 3 1 1
支 出	
人件費	2 6 8
保険金	1, 5 4 5
業務経費	5 7 4
一般管理費	1 7 8
予算差異	▲ 2 5 4
計	2, 3 1 1

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	1 8, 0 3 1
政府出資金	1 0, 7 7 6
長期借入金	6, 3 0 0
業務収入	4 9 8

業務外収入	1 1 6
計	3 5, 7 2 1
支 出	
業務経費	1 4, 6 7 1
造林事業関係経費	1 4, 2 3 4
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	4 3 7
借入金等償還	1 5, 0 6 8
支払利息	2, 5 8 9
一般管理費	3 5 8
人件費	3, 2 8 3
業務外支出	4 0
計	3 6, 0 0 8

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	特定地域等 整備経理	林道経理	合 計
収 入			
政府交付金	—	1 8 2	1 8 2
長期借入金	1, 6 0 0	3 2 0	1, 9 2 0
業務収入	8, 1 2 9	3, 9 6 6	1 2, 0 9 5
業務外収入	1 4	5	2 0
計	9, 7 4 3	4, 4 7 3	1 4, 2 1 6
支 出			
借入金等償還	8, 9 2 8	4, 9 7 6	1 3, 9 0 4
支払利息	6 8 2	5 7 0	1, 2 5 2
一般管理費	5 0	2 8	7 8
人件費	1 6 3	7 6	2 3 9
業務外支出	7 3	4	7 7
計	9, 8 9 7	5, 6 5 4	1 5, 5 5 0

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

5 収支計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	森 林	林 業	木材産業	林木育種	共 通	合 計
費用の部	4, 1 9 6	1, 2 7 5	1, 7 4 3	1, 8 7 5	1, 7 1 4	1 0, 8 0 2
經常費用	4, 1 8 9	1, 2 7 3	1, 7 4 0	1, 8 7 0	1, 7 1 2	1 0, 7 8 4
人件費	2, 9 0 8	9 2 7	1, 1 0 6	1, 1 5 1	1, 3 8 3	7, 4 7 6
業務経費	5 3 2	1 7 9	2 0 0	4 4 9	0	1, 3 5 9
一般管理費	2 7 3	7 2	1 2 3	9 8	2 0 9	7 7 4
受託経費	3 4 4	4 9	2 6 0	6 2	1 1 8	8 3 4
減価償却費	1 3 3	4 5	5 0	1 1 1	2	3 4 1
財務費用	0	0	0	0	0	0
雑損	7	2	3	5	1	1 8
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	4, 1 9 4	1, 2 6 8	1, 7 5 5	1, 8 8 5	1, 7 0 2	1 0, 8 0 3
運営費交付金収益	3, 6 9 1	1, 1 7 3	1, 4 2 1	1, 7 1 7	1, 5 3 6	9, 5 3 8
受託収入	3 7 0	5 3	2 8 0	6 7	1 2 7	8 9 8
諸収入	2 4	7	1 1	2 2	1 9	8 2
資産見返運営費交	1 0 8	3 5	4 3	7 9	2 0	2 8 5
付金戻入						
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	▲ 2	▲ 7	1 2	9	▲ 1 2	0
前中長期目標期間繰	4	1	1	3	1	1 0
越積立金取崩額						
総利益	2	▲ 6	1 4	1 2	▲ 1 1	1 0

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 5 6 5
經常費用	2, 5 6 5
人件費	2 6 8
保険金	1, 5 4 5
業務経費	5 7 4
一般管理費	1 7 8
その他經常経費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2, 3 1 1
保険料収入	2, 1 9 3
その他經常収益	1 2
財務収益	1 0 6
臨時利益	0
純利益	▲ 2 5 4

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 9 5 8
經常費用	2, 9 5 8
分収造林原価	5 0
販売・解約事務費	3 0 0
復興促進業務費	3 7
一般管理費	1 9 0
人件費	5 5 7
財務費用	1, 8 2 5
雑損	0
収益の部	2, 8 5 1

経常収益	2, 8 5 1
分収造林収入	1 4 4
販売・解約事務費収入	3 0 0
資産見返補助金等戻入	1 7
国庫補助金等収益	2, 2 9 3
財務収益	3
雑益	9 4
純利益	▲ 1 0 7
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	2 9 8
総利益	1 9 1

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	特定地域等 整備経理	林道経理	合 計
費用の部	9 6 8	6 6 8	1, 6 3 6
経常費用	9 6 3	6 6 8	1, 6 3 1
一般管理費	5 0	3 2	8 2
人件費	1 6 3	7 5	2 3 9
財務費用	6 8 2	5 6 0	1, 2 4 2
雑損	6 8	0	6 8
臨時損失	5	—	5
収益の部	8 0 1	6 6 7	1, 4 6 8
経常収益	8 0 1	6 6 7	1, 4 6 8
資産見返補助金等戻入	—	1	1
国庫補助金等収益	—	1 7 5	1 7 5
割賦利息収入	7 8 7	4 8 8	1, 2 7 5
財務収益	5	1	6
雑益	9	3	1 2
純利益	▲ 1 6 7	▲ 0	▲ 1 6 7
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	2 8 6	—	2 8 6
総利益	1 1 9	▲ 0	1 1 9

(注 1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 資金計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	森 林	林 業	木材産業	林木育種	共 通	合 計
資金支出	4, 1 7 2	1, 2 9 6	1, 7 4 3	1, 8 3 6	1, 8 8 9	1 0, 9 3 6
業務活動による支出	4, 0 6 1	1, 2 2 9	1, 6 9 0	1, 7 6 2	1, 7 0 2	1 0, 4 4 3
投資活動による支出	1 1 1	6 6	5 4	7 4	1 8 7	4 9 2
財務活動による支出	0	0	0	0	0	1
次年度への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	4, 1 7 2	1, 2 9 6	1, 7 4 3	1, 8 3 6	1, 8 8 9	1 0, 9 3 6
業務活動による収入	4, 0 1 4	1, 2 1 1	1, 6 8 3	1, 7 7 4	1, 6 5 0	1 0, 3 3 1
運営費交付金による収入	3, 6 1 9	1, 1 5 1	1, 3 9 2	1, 6 8 5	1, 5 0 4	9, 3 5 1
受託収入	3 7 0	5 3	2 8 0	6 7	1 2 7	8 9 8
その他の収入	2 4	7	1 1	2 2	1 9	8 2
投資活動による収入	0	3 5	0	0	1 6 3	1 9 7
施設整備費補助による収入	0	3 5	0	0	1 6 3	1 9 7
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越	1 5 9	5 1	6 0	6 3	7 6	4 0 8

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8, 3 3 2
業務活動による支出	2, 5 6 5
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	5, 7 6 7
資金収入	8, 3 3 2
業務活動による収入	2, 2 0 4

投資活動による収入	0
財務活動による収入	1 0 6
前年度繰越金	6, 0 2 1

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 前年度繰越金は、森林保険特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	3 9, 6 1 7	
業務活動による支出	2 0, 8 7 6	
投資活動による支出	2, 5 4 0	
財務活動による支出	1 5, 0 6 8	
次年度への繰越	1, 1 3 4	
資金収入	3 9, 6 1 7	
業務活動による収入	1 8, 6 2 5	
補助金収入	1 8, 0 3 1	
収穫等収入	4 8 3	
その他の収入	1 1 1	
投資活動による収入	2, 5 2 0	
財務活動による収入	1 7, 0 7 6	
前年度からの繰越	1, 3 9 6	

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)		(単位：百万円)	
区 分	特定地域等 整備経理	林道経理	合 計
資金支出	1 6, 3 6 6	6, 5 2 0	2 2, 8 8 6
業務活動による支出	1, 0 3 3	7 2 3	1, 7 5 5

投資活動による支出	2, 0 0 0	3 0 1	2, 3 0 1
財務活動による支出	1 1, 0 2 8	5, 3 0 6	1 6, 3 3 4
次年度への繰越	2, 3 0 5	1 9 0	2, 4 9 5
資金収入	1 6, 3 6 6	6, 5 2 0	2 2, 8 8 6
業務活動による収入	8, 1 4 0	4, 1 5 2	1 2, 2 9 2
政府交付金収入	—	1 8 2	1 8 2
負担金・賦課金収入	7, 3 2 6	3, 4 7 8	1 0, 8 0 4
その他の収入	8 1 4	4 9 2	1, 3 0 6
投資活動による収入	2, 0 0 3	1, 5 0 1	3, 5 0 4
財務活動による収入	3, 7 0 0	6 5 0	4, 3 5 0
前年度からの繰越	2, 5 2 3	2 1 7	2, 7 3 9

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発

1 3 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

(2) 森林保険

1 5 億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

(3) 水源林造成事業等

2 5 億円

(想定される理由)

- ・借入金の償還（元金均等半年賦）とその財源となる負担金等の徴収（元利均等年賦）等の制度差に起因する一時的な資金不足
- ・その他一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 18,000 ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 森林保険勘定

剰余金は、積立金として整理する。

3 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

4 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
排水配管漏洩検知装置設置（本所）	197
排水配管漏洩検知装置設置（関西支所）	
研究本館空調設備改修（本所）	

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。
管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

イ 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

ウ 水源林造成事業等

事業の見直し及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。

(2) 人材の確保

研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保するよう努める。

森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標（数値目標）を設定し、PDCAサイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。

環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。

薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。

森林整備センターにおける職員等の安全衛生に係る取組を実施するとともに、造林者等に対して安全管理に関する指導等を実施する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。

なお、研究開発においては、文書決裁の電子化を進める。

個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。

また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正する。併せて、役職員向けの情報セキュリティハンドブック（解説資料）を改訂するとともに、全役職員を対象とした自己点検の実施、eラーニングシステムを用いた定期的な教育及び研修の実施、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練の実施、情報セキュリティ対策に係る監査の充実や内部統制の充実・強化を図る。

5 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。